

放課後児童会の時間延長対応開始のお知らせ

令和3年11月1日から、以下のとおり時間延長対応を開始します。(※土曜日の時間延長対応はありません。)

通常開会時間：13時00分から18時30分まで（従来と変わりありません。）

時間延長対応：18時31分から19時00分まで（別途、延長使用料が発生します。）

土曜日の時間延長対応はありません。

※お迎えが18時31分以降となりますと、使用予定の有無に関わらず、延長使用料が発生します。

※時間延長使用者が帰られた時点で児童会は閉室します。

延長使用料

100円／回（月上限1,500円）・2人目以降は、50円／回（月上限750円）

※放課後児童会会費減免決定者については、延長使用料も減免といたします。

お支払い方法

実績回数をもとに、翌月27日に、会費と合算して口座振替をさせていただきます。

例：11月に時間延長を3回使用した場合

延長使用料100円／回×3回=300円

12月27日口座振替

12月会費5,000円（当月払い）+11月延長使用料300円（翌月実績払い）=5,300円

使用条件

就労及び通勤に要する時間並びに通院等により、18時30分までのお迎えが難しい場合

使用方法

あらかじめ予定が分かっている場合

事前準備

各児童会に設置している「延長使用届出書兼実績確認書」を、使用予定の前月25日（休会日の場合は翌開会日）までに児童会へ提出する。（それをもとに指導員の体制を決めるため、必ず締切までにご提出ください。）

使用当日

各児童会でお預かりしている「延長使用届出書兼実績確認書」にお迎えの時間をご記入いただき、指導員と確認をしてください。

- お迎えの時間は、お子様が待機している児童会室へ入室した時間を基準とします。
- 児童会室には電波時計を設置しますので、そちらの時間をご記入ください。
- 19時には閉室しますので、それまでに全員がご退室いただきますようお願いいたします。
- 19時を超える時間でのお迎えがあった場合は、次回以降の時間延長対応の使用を認めません。ファミリーサポートセンター等の活用をお願いします。

急遽時間延長を希望する場合

当日18時30分までに各児童会へお電話ください。

「延長使用届出書兼実績確認書」をご提出いただいていない場合は、お迎えのときに「延長使用届出書兼実績確認書」に実績等をご記入いただき、指導員と確認をしてください。

■ 公共交通機関の遅延のとき ■

電車等などの遅れのため（公共交通機関の遅延証明がある場合に限る。）止むを得ずお迎えが遅れた場合は、時間延長使用の対象外とします。その場合、当日お迎えの際にスマートフォン等で遅延証明を指導員にご提示いただく必要があります。（延長使用料は発生しません。）

なお、車の渋滞等による遅延は認められませんのでご注意ください。（延長使用料が発生します。）

予定が変更になった場合

「延長使用届出書兼実績確認書」提出後に、使用予定が変更になった場合は、必ず指導員にお伝えください。（連絡帳・電話・お迎え時の声かけ等）

時間延長使用を予定していたが、18時30分までにお迎えが間に合った場合は、時間延長使用がなかったとみなし、延長使用料は発生しません。但し、この場合も、指導員とお迎えの時間の確認をしてください。